

お客様番号

出資者 様

(営業者) 合同会社ソライチ太陽光発電1号
代表社員 一般社団法人ソライチファンド
職務執行者 武信 隼人

(私募集扱者) 中国財務局長(金商)第45号
株式会社ALLアセットパートナーズ
代表取締役 豊島 康夫

ファンド報告書

貴殿と締結いたしました匿名組合契約(ソライチ太陽光発電ファンド1号匿名組合契約)の規定により、次に掲げる計算期間に係る本事業の損益を報告いたします。

1. 計算期間

自 貴殿の匿名組合契約締結日 (貴殿の匿名組合契約締結日)
至 平成30年1月31日

2. 決算期中の出資対象事業の概況(運用状況の経過及び出資金の用途を含む。)

事業報告書(出資対象事業の概況)参照

3. 当該決算期に係る分配金及び償還金に関する事項

事業報告書(分配金及び償還金について)参照

4. 決算期末時点におけるファンドの財務状況(貸借対照表、損益計算書に記載すべき内容をいう。)

事業報告書(貸借対照表及び損益計算書)参照

5. 設備の賃借人兼オペレーターの直近の決算期における次の財務状況又は財務情報

株式会社ALLアセットパートナーズ第二期決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)参照

6. 出資金及び運用財産の分別管理の状況

事業報告書(出資金及び運用財産の分別管理について)参照

7. 事業計画の大幅な修正、運営者の変更、事業者及び運営者の財務状況の著しい悪化等、

出資対象事業に重大な影響を生じる事由が発生した場合はその旨及びその要因

事業報告書(出資対象事業に重大な影響を生じる事由)参照

※ 設備賃貸借が始まる前の為、損失の分配がされておりますが、追加出資は必要ありませんのでご安心ください。

事業報告書

(出資対象事業の概況)

ソライチ太陽光発電ファンド1号匿名組合契約(以下、「当ファンド」という。)は、合同会社ソライチ太陽光発電1号(以下「当社」という。)と出資者との間で匿名組合契約(ソライチ太陽光発電ファンド1号匿名組合契約)を締結し、株式会社ALLアセットパートナーズ(以下「AAP社」)から以下に記載する太陽光発電設備(以下「本物件」という。)を取得し(※1)、本物件の運営管理の方法として、賃借人兼オペレーターであるAAP社に設備を貸付け、主としてその賃料を受領するファンドです。(※2)

※1 匿名組合契約約款第1条(2)では、事業開始日を2018年2月1日とし、(10)では、事業年度を毎年2月1日から翌年1月31日まで(初年度は2018年2月1日を期首)と定めておりましたが、平成30年1月29日にAAP社から本物件の引き渡しを受け、同日に当社に所有権が移転しました。また、平成30年1月31日に本物件の譲渡代金6,400万円(税込)をAAP社に対して支払い、同日、平成30年2月1日を契約開始日とする土地の賃貸借契約に基づく賃料(平成30年2月1日からの1年分)を賃借人に支払いました。当ファンドの匿名組合契約の計算期間につきまして、第1期の起算日を当社と出資者との間の匿名組合契約締結日、期末を平成30年1月31日として報告書を交付しております。(出資者毎に契約締結日が異なりますので、出資者毎に報告書の計算期間の起算日が異なっておりますが、分配金及び償還金に影響は及ぼしておりません。)

※2 AAP社との契約が終了または解除された場合においては、賃借人兼オペレーターを変更することを予定しておりますが、営業者の判断により、営業者自らが発電事業者となる選択をする場合があります。

●第1期のファンドの事業の概要は以下の通りです。

平成30年1月29日に本物件を取得し、平成30年1月31日に本物件の譲渡代金を支払いましたが、その支払いにあたり、銀行振込手数料が費用として発生しております。

平成30年1月30日に平成30年2月1日を契約開始日とする本物件の賃貸借契約に基づく平成30年2月分の賃料(当該計算期間においては前受収益)をAAP社より受領しました。

平成30年1月31日に平成30年2月1日を契約開始日とする土地の賃貸借契約に基づく賃料(平成30年2月1日からの1年分(当該計算期間においては前払費用))を賃借人に支払いましたが、その支払いにあたり、銀行振込手数料が費用として発生しております。

以上の結果、当該計算期間において、銀行振込手数料による△864円が匿名組合損益分配額となりました。

○本物件の概要

設備名称	AAP東広島郷曾発電所
設備の所在地	広島県東広島市西条町郷曾字鷹巣165-1
発電出力	300kw
太陽電池の合計出力	318kw

○土地賃貸借契約について

契約期間	平成30年2月1日から20年間(原状回復期間は含まない)
所在地	広島県東広島市西条町郷曾字鷹巣165-1
賃貸料	610,000円(年額)
敷金	預託しない

(分配金及び償還金について)

①当該決算期に係る分配金及び償還金の有無

分配金	損失の分配あり
償還金(元本返還)	なし

②当該決算期に係る分配金及び償還金の金額

分配金額	△864円
償還金額(元本返還額)	0円

③当該決算期に係る一口当たりの分配金及び償還金の金額

一口当たりの分配金額	△6.75円
一口当たりの償還金額(元本返還額)	0円

※ 設備賃貸借が始まる前の為、損失の分配がされておりますが、追加出資は必要ありませんのでご安心ください。

匿名組合契約約款第10条第5項(営業者は各計算期間において利益が生じた場合において、前項に定める損失累計額がある場合には、まず損失累計額がゼロに達するまで当該利益を充当し、その後、超過する利益を営業者の裁量において本匿名組合員の出資割合に応じて分配します。)に従い、翌計算期に利益が生じた場合については、損失がゼロになるまで利益を充当いたします。

匿名組合契約約款第31条により1円未満の端数を切り捨てておりますが、その結果生じた端数については、匿名組合契約約款第10条第5項に基づき、営業者の裁量において割り振られております。

(出資金及び運用財産の分別管理について)

当ファンドにおける出資金及び運用財産は、金融商品取引業等に関する内閣府令第125条第二号ロ(銀行、協同組織金融機関、株式会社商工組合中央金庫又は外国の法令に準拠し、外国において銀行法第十条第一項第一号に掲げる業務を行う者への預金又は貯金(当該金銭であることがその名義により明らかなものに限る。))の方法により、以下の銀行口座にて分別管理をおこなっております。

分別管理をおこなう口座	分別金の額
三井住友銀行 広島支店 普通 7420041 合同会社ソライチ太陽光発電1号ファンド口	15,536円 (平30年1月31日時点)

(出資対象事業に重大な影響を生じる事由)

該当なし

合同会社ソライチ太陽光発電1号を営業者とする匿名組合

匿名組合貸借対照表(ファンド全体)

(金額:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	625,536	【流動負債】	626,400
現金及び預金	15,536	預り金	172,800
前払費用	610,000	前受収益	453,600
【固定資産】	64,000,000	【固定負債】	0
(有形固定資産)	64,000,000		
機械装置	64,000,000		
		負債合計	626,400
		純資産の部	
		【匿名組合出資金】	64,000,000
		【損益分配金】	
		匿名組合損益分配額	△ 864
		純資産合計	63,999,136
資産合計	64,625,536	負債・純資産合計	64,625,536

合同会社ソライチ太陽光発電1号を営業者とする匿名組合

匿名組合損益計算書(ファンド全体)

合同会社ソライチ太陽光発電1号

(単位:円)

科目	金額	
【売上高】		
賃貸収益	0	0
【売上原価】		
賃貸原価	0	0
売上総利益		0
【販売費及び一般管理費】	864	864
営業利益		△ 864
【営業外収益】		
受取利息		
雑収入		0
【営業外費用】		
		0
経常利益		△ 864
匿名組合損益分配額		△ 864